



# I 2009年 全国集会と総会の予定

## 1. 政権交代を「ムダなダム中止」実現に！！

8月30日の衆議院選挙は民主党を中心とした野党の大勝利、政権交代の実現、という希望にみちた結果になりました。

今年の全国集会と総会では何といても、なしえた政権交代を『ムダなダム事業中止』実現につなげるにはどうすればよいのかをジックリと検討したいと思います。

これからのダム政策はこれまでの「ダム計画ありき」から、民主党のマニフェストに沿った進行になるでしょう。全国集会と総会では、政権責任与党である民主党の然るべき方に、「政権責任与党としての『ムダなダム事業』中止に向けての取組」（仮題）と題した講演と意見交換をお願いする予定です。

### 1) 民主党マニフェスト（民主政策集INDEX2009）

民主党はマニフェストで下に記すように、ムダな公共事業の徹底見直しを掲げました。

#### 大型公共事業の見直し

川辺川ダム、ハッ場ダム建設を中止し、生活再建を支援します。そのため、「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法（仮称）」の制定を目指し、国が行うダム事業を廃止した場合等には、特定地域について公共施設の整備や住民生活の利便性の向上および産業の振興に寄与する事業を行うことにより、当該地域の住民の生活の安定と福祉の向上を図ります。

#### 治水政策の転換（みどりのダム構想）

ダムは、河川の流れを寸断して自然生態系に大きな悪影響をもたらすとともに、堆砂（砂が溜まること）により数十年間から百年間で利用不可能になります。環境負荷の大きいダム建設を続けることは将来に大きな禍根を残すものです。自然の防災力を活かした流域治水・流域管理の考えに基づき、森林の再生、自然護岸の整備を通じ、森林の持つ保水機能や土砂流出防止機能を高める「みどりのダム構想」を推進します。

現在計画または建設中のダムについては、これをいったんすべて凍結し、一定期間を設けて、地域自治体住民とともにその必要性を再検討するなど、治水政策の転換を図ります。

### 2) 「ムダなダム中止」を実現する上での課題

川辺川ダムとハッ場ダムはマニフェストの中で具体名をあげて中止し、生活再建の支援策の法的措置を明言しています。そのほかのダムについては、「いったんすべて凍結し、一定期間を設けて、地域自治体住民とともにその必要性を再検討するなど治水政策の転換を図る」としています。

私たちの準備も、川辺川ダムとハッ場ダム、そのほかのダム、と分けて考える必要があります。

#### ① 川辺川ダムとハッ場ダム

まずは組閣直後に行われる国土交通大臣所信表明で、「川辺川ダムとハッ場ダムの中止」を宣言してもらうことが必要です。

その後は新政権により、特定多目的ダム法に基づくダム基本計画廃止に向けての手続きがとられ、一方で、ダム中止後の生活再建支援法が制定され、同法に基づく生活再建支援が進められていくことになります。新政権によるこれらの施策に水源連としても各ダムの運動団体と共に取り組んでいきます。

川辺川ダム・ハッ場ダム共に特定多目的ダム法に定める廃止の手続きが必要になります。この手続きには関係知事の意見を聴くことが含まれています。同法では、知事が意見を述べるには議会の同意が条件とされているので、議会の判断が重要な鍵を握っています。川辺川ダムの場合は熊本県知事、ハッ場ダムの場合は1都5県の知事が対象です。これらの都県では、議会がダム中止に反対できないように運動を組み立てる必要があります。

東京都の場合は衆議院選に先んじて行われた都議選で与野党逆転を獲得しているので、その状況を活用して都議会がダム中止に反対することを防ぐべく活動を市民側がきちんと行えば、石原都知事が「ダ

ム中止反対」の意見を出すことができなくなります。

### ② そのほかのダム1・・・国と水資源機構のダム

民主党マニフェストでは「いったんすべて凍結し、一定期間を設けて、地域自治体住民とともにその必要性を再検討するなど、治水政策の転換を図る」となっています。

問題はムダなダム計画の中止を獲得できる「再検討」の手法です。土地収用法を適用してでもダム計画を推進している地方自治体が複数あることが象徴するように、私たちにはこれまで以上の工夫と努力が求められています。

### ③ そのほかのダム2・・・補助ダム

補助ダムは事業主体が都道府県とはいえ、補助金を出しているのは国ですから、補助金の凍結という手段で見直しの対象とすることができます。

辰巳ダムや新内海ダムでは、その必要性について説明ができない起業者（辰巳ダムは石川県、新内海ダム開発は香川県）が土地収用法をかけています。絶対に許せないことです。長崎県は13世帯が現に暮している石木ダム予定地に強制収用をかけようと土地収用法適用の準備を進めています。これはまさに人権無視そのものです。

なお、補助ダムについては民主党のマニフェストに地方分権の観点から「補助金行政の撤廃」が書かれており、将来はそれとの関係で見直しのシステムを考えていく必要があります。

総会ではこれらのことについて現地からの報告を出し合いながら検討したいと思います。

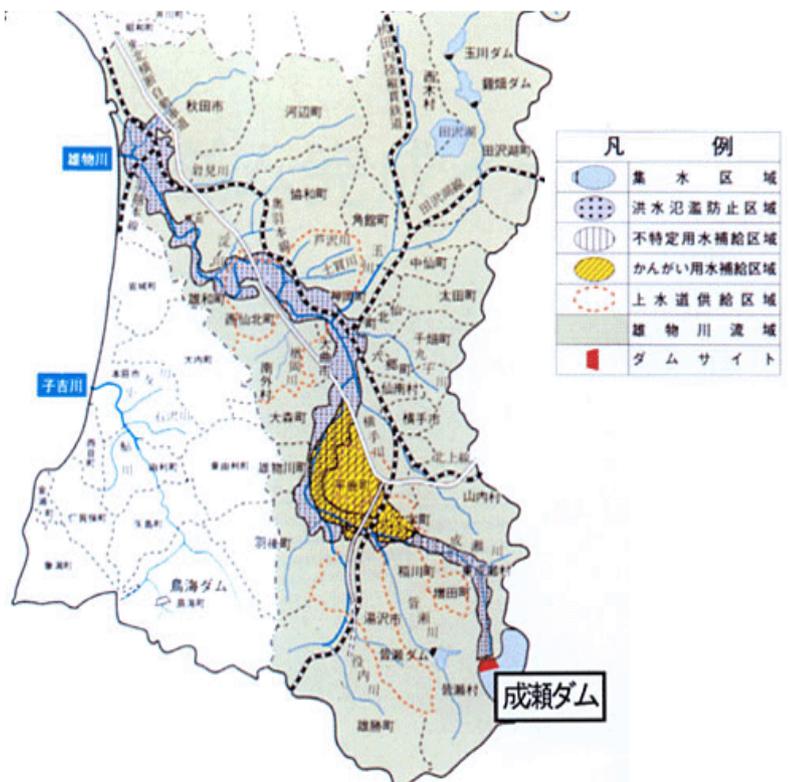
## 2. 成瀬ダムに焦点を当てます。

今年の全国集会と総会は成瀬ダム計画に焦点を当てます。

成瀬ダム計画は国交省が多目的ダムとして秋田県の雄物川の支流である成瀬川で進めている計画で、「成瀬ダム」の基本計画は、平成13年5月29日付けで特定多目的ダム法第4条第5項の規定により官報告示になっています。成瀬ダム計画の位置と同ダムの建設目的受益予定地を右の図に示します。雄物川水系河川整備計画は策定中です。

### 成瀬ダム計画の経過

- 1960年代 成瀬川へダム建設を模索
- 1980年頃 地元の「要望」強まる
- 1981年 東成瀬村、建設を要望
- 1996年 ダム審「成瀬ダムは妥当」
- 1999年 秋田県知事、承認
- 2001年 ダム基本計画公示
- 2001年 工事用道路建設
- 2003年 付替道路建設着手
- 2008年 「成瀬ダムをストップさせる会」発足
- 2009年 「成瀬ダムをストップさせる会」、秋田地



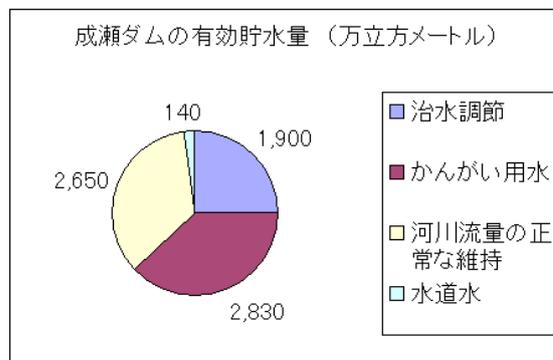
## 裁に4月10日、成瀬ダム公費差止め住民訴訟提訴

成瀬ダム予定地では工事用道路建設、付替え道路建設が進み、雄大なブナ林の破壊が進んでいます(右の写真 09年5月)。本体工事には未だ入っていないので、今ストップをかけることは十分可能なことです。

### 成瀬ダムの問題点

成瀬ダムの問題点は「成瀬ダムをストップさせる会」ホームページに掲載されています。ここではその一部を紹介します。詳しくは <http://www.stop-narusedam.jp/20.html> をご覧ください。

- 1: 右のグラフが示すように、成瀬ダムの目的は治水・灌漑・正常流量の維持・水道の4つであるが、すべてその科学的根拠はない。
- 2: 特に主要な目的である農業用水の確保は農業用水必要量を意図的に増大させたことによるものであり、まったく必要がないのがその実態である。
- 3: 貴重な自然を破壊して「河川流量の正常な維持」は本末転倒である。



### 成瀬ダム公費差止め住民訴訟提訴

2009年4月10日、340数名が原告になり、秋田地裁に成瀬ダム工費差止め訴訟を提訴しています。7月10日に第一回公判が開かれました。

このような状況の中、貴重な自然を破壊し、秋田県財政を逼迫するだけの「成瀬ダム事業」は「ムダな公共事業」の典型です。その中止を勝ち取るために全国の皆さんに連帯をお願いする、ということで、成瀬ダム予定地で今年の全国集会・総会を開催します。

## 3. 全国集会と総会の日程概略

### 1: 日程・時程

10月24日 (土)

15:00~19:00 水源連総会 (秋田県湯沢市 小安峡温泉 太郎兵衛旅館)

19:00~21:00 懇親会 (同上)

10月25日 (日)

8:30~12:00 成瀬ダム現地視察

13:00~15:30 成瀬ダム問題全国集会 (横手市 サンサン横手)

※ 集会終了後翌日の予定に参加する方は新幹線で東京へ移動

10月26日 (月)

午前 国土交通大臣への要請行動 (東京 国土交通省・新政権発足後 調整)

### 2: 参加申込

参加申込は同封の申込用紙によってお願いします。(FAX 0422-32-9811)

Eメールの場合は佐藤 [moru@parkcity.ne.jp](mailto:moru@parkcity.ne.jp) まで申込書の必要項目にそってお知らせください。

### 3: 申込締切

締切は、9月30日必着でお願いします。宿泊者数の確定が早期に必要ですので、期日厳守でお願いします。締切時点で参加の確定が出来ない方も仮予約の形でご連絡下さい。参加申込は同封の申込用紙によってお願いします。

### 3: 申込締切

締切は、9月30日必着でお願いします。宿泊者数の確定が早期に必要ですので、期日厳守でお願いします。締切時点で参加の確定が出来ない方も仮予約の形でご連絡下さい。

### 4: 参加費について

宿泊費 10,500 円(懇親会含む)、総会資料代 300 円、視察バス代 1000 円、全国集会参加費 500 円

## 5：現地へのアクセス

十文字駅、秋田空港からは宿舎に 27 人乗りの送迎バスを 1 台ずつ出させていただきます。

### 1 JR 新幹線利用

#### (1) 東京方面から秋田新幹線利用

東京発 9：56 秋田新幹線「こまち 13 号」 大曲着 13：27

大曲発 13：32 JR 奥羽本線上り 十文字着 14：02

十文字駅出発 14：10 (送迎バス)

#### (2) 東京方面から山形新幹線利用 (料金は秋田新幹線よりかなり安い)

東京発 9：24 山形新幹線「つばさ 109 号」 新庄着 12：39

新庄発 12：53 JR 奥羽本線下り 十文字着 14：02

十文字駅出発 14：10 (送迎バス)

### 2 大阪方面から空路

大阪国際空港(伊丹空港) 08:55~10:15 JAL2171 便 秋田空港

### 3 名古屋方面から空路

名古屋空港 8:20~9:25 日本航空 4313 便 秋田空港

### 4 札幌方面から空路

札幌(千歳) 10:40~11:35 JAL2821 便 秋田空港

### 5 東京方面から空路

東京 08:50~9:55 ANA873 便 秋田空港

以上、2～5の空路の場合の発着時刻は10月の時刻表です。

秋田空港からは 11：45 発(予定)小安温泉行きの送迎バスをご利用ください。

## II 事務局からの報告

### 1. 佐世保市水道視察と石木ダム予定地視察報告

長崎県が川棚川の支流石木川に計画を進めている石木ダム事業、その主目的は「佐世保市の水源確保」にあります。「佐世保の水がめとして石木ダムを」というこの石木ダム建設計画の歴史は古く、今から 27 年前には石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんが、機動隊を導入して測量に強行しようとした長崎県職員一行を実力で追い返した実績があります。

長崎県は 2009 年になって石木ダム建設事業の推進を急ぎだし、水没予定地の反対住民を排除することを可能とする土地収用法の適用を画策しています。

土地収用法を適用して反対派住民を追い出さない限り佐世保市の「厳しい水事情」を救う道はないのか、水源連事務局は検討してきました。佐世保水道の実態を把握すること、これまでの検討結果を現地の皆さんとマスコミにお知らせすること、石木ダム建設絶対反対同盟をはじめとした現地の皆さんと情報交換・意見交換することを目的に佐世保市水道と石木ダム予定地を視察しました。

詳しくは別項をご覧ください。

### 2. 有友氏、大洲市長選に当選

今年1月の大洲市長選に有友氏が挑戦されてわずか900票差で惜敗したことは記憶に新しいことと思います。大洲新市長になった大森氏は体調を崩されて辞職されたことで大洲市長選が行われることになった矢先、大森氏は逝去されました。立場は違いますが、大森氏にはお悔やみを申し上げたいと思いま

す。

大洲市長選挙は9月6日に告示され、13日が投開票でした。みごと当選です。

有友さんは選挙の予定が確定した段階で出馬を表明しました。告示日には民主党愛媛県支部から民主党推薦をもらい、民主党の「ムダな公共事業徹底見直し」を味方につけての選挙戦でした。

山鳥坂ダムの立地点から河口まですべてが大洲市なので、大洲市が山鳥坂ダム計画に依存している治水対策ではなく、堤防整備や河道掘削などの河道整備の促進を選択する政策をとることになります。山鳥坂ダムなしの肱川整備は大洲市の街づくりに大きな恵みをもたらします。

私たちも有友氏の当選を喜ぶと同時に、山鳥坂ダムなしの肱川再生・大洲市政革新に向けて全国から応援していきましょう。そして、ダム反対運動を担われている皆さんの勝利に結び付けましょう。

## ご報告とお礼

2009年9月14日 有友正本

皆さん、応援ありがとうございました。

昨日の大洲市長選、お蔭様で当選を勝ち取りました。

市民の声を中心にすえた大洲市政の創出、無駄遣いのない市政の確立、山鳥坂ダムに依存しない肱川の治水対策、これらのことを選挙戦を通じて大洲市の皆さんに訴えてきました。

当選を勝ち取ることができたのは、これらの私の主張が多くの市民の皆さんから支持されたからです。

これからは大洲市の責任者として、大洲市民の代表者として、私が訴えてきたことを実践し、新しい大洲市を作っていくしたいと思います。

水源連の皆さん、首長を取ればムダなダムを止めることができます。

細川内ダムは木頭村が止めました。木頭村にダム反対の藤田恵村長がいなかったならばそれはできなかったと思います。長野県のダム群は田中知事がストップをかけました。川辺川ダムも流域の首長さんが反対しているので中止決定は時間の問題といえるでしょう。

ムダなダムを止めるには首長をとることが必須といえます。

私が大洲市長になりました。山鳥坂ダムを止めます。

これからの絶大な応援をよろしくお願いします。

それでは10月24,25日、水源連の全国集会・総会でお会いしましょう。とても楽しみです。

水源連に結集する全国のみなさん

## こぞって「10.25 成瀬ダムストップ全国集会」へ

成瀬ダムをストップさせる会 代表 奥州光吉

民主党を中心とする新政権が誕生しました。民主党がマニフェストで「川辺川ダム、八ッ場ダムの中止」を公約したことから、特に八ッ場ダムがクローズアップされ、地元の動きも急となってきています。毎日のようにテレビ等で報道されるなか、ダムの中止を求めて闘っている全国の皆さんにとっては、一刻もじっとしてられない、できれば八ッ場ダムの現場に馳せ参じてつぶさに現状を見て、行動で中止を訴えたいと思っていられっや方も多いのではないのでしょうか。そういう意味では、『今年は群馬県で緊急の全国集会をやるべきで、私たちのこの地（成瀬）でやっていいのか』という思いがないわけではありません。民主党はまた、「**現在計画中または建設中のダムについては、これをいったんすべて凍結し、一定期間を設けて、地域自治体住民とともにその必要性を再検討するなど、治水政策の転換を図ります**」と公約しましたので、これを現実を実現していくために、私たちは全国のそれぞれの持ち場で一生懸命闘わなければなりません。「コンクリートのダム」政策から「緑のダム」構想へ。「水と緑」の保全と再生が、地域（コミュニティと経済）の和解と再生と結びつくとき、これは“革命”と言えるものではないでしょうか！ こうしたときに、水源連総会と全国集会を秋田・成瀬ダムの地元で開催できることは私たちにとってとても光栄なことだと思っています。

成瀬ダムは、国直轄の多目的ダムですが、そもそもはコメどころ秋田県南地域の「農業専用ダム」としてスタートしました。「地元の負担」回避のために治水や上水道目的が“付加”、多目的へと“格上げ”され巨大に“成育”されました。その背後に政官財の癒着の構造があったことは明らかです。新「環境影響評価法」施行直前に駆け込み的に“事業”は着手され、環境影響評価が始まりました。その杜撰さが後に明らかとなり、“やり直し”の後 2001 年「特定多目的ダム法」により建設告示へと進みました。

成瀬ダム建設地は、「栗駒山・栃ヶ森山周辺森林生態系保護地域」（16,000ha）という白神山地に匹敵する原生的自然に喰い込む形で設定されています。事業開始 8 年経った今も「原石山」を確定できない現状は、この計画の杜撰さ、不適切さを明らかにしています。



成瀬ダム建設地を視察する嶋津共同代表、弁護士



下流域への用水確保が期待される“併設型”用水路

「農業用水」確保の目的はどうでしょうか？ 減反政策で米作りが3分の2以下に縮小されてきたなかで、2倍（毎秒15m<sup>3</sup>から30m<sup>3</sup>）の水を取水するというものです。わずか1割にも満たない「水不足」地域（「田植え代かき」期にはポンプによる地下水くみ上げで補完してきた）を口実に過大な水需要の設定が行われました。成瀬ダム（総事業費1,530億円）に関連して「国営平鹿平野土地改良事業」が開始され、ダムとは別に300億円以上もの税金が投入されています（頭首工や国営水路の改築、増設）。このなかでは、「併設型」という下流域への水確保を保証する水路建設も行われており、これがきちんと機能すれば水不足解消が期待されます。「ダム」と「最新設計の頭首工と用水路」、この「二重投資」とも言える事業で自然を破壊し、税金をムダづかいし、国の財政を困窮に追い込むことは許されません。

このような無法と無駄は全国で繰り返されてきました。そしていま、いよいよ古い時代に幕を下ろす時が来たのです。しかし、まだ“革命”は始まったばかりです。改めて理論武装し、交流し、学び、励まし合いましょう。

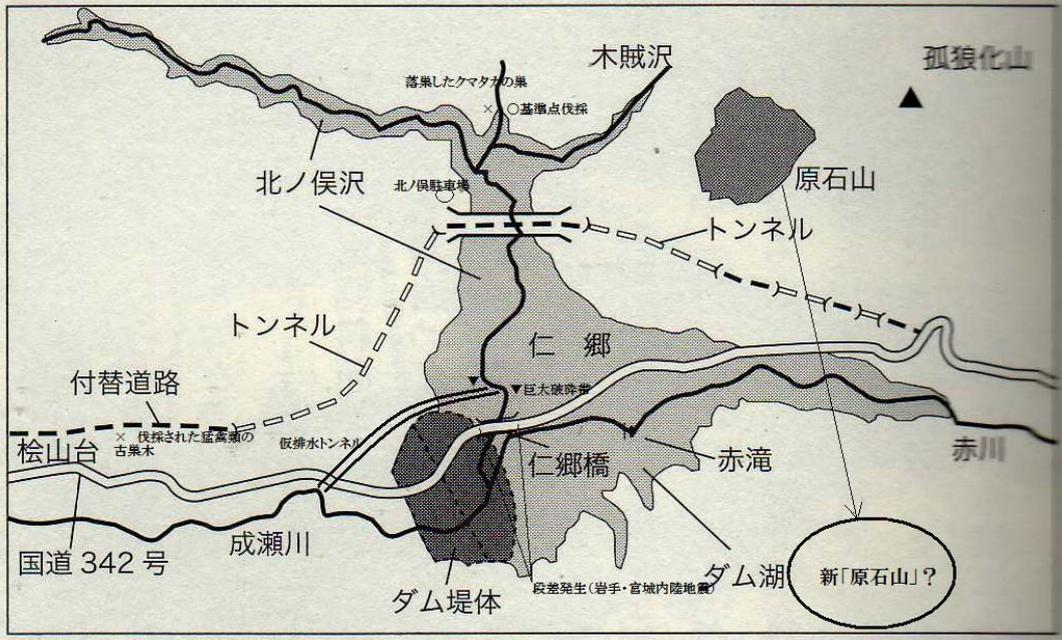
成瀬ダムをストップさせる会は、まだ結成から1年も満たない経験浅い組織ではありますが、この4月秋田県に対して成瀬ダム住民訴訟を提訴し、弁護団とともに闘っています。法廷外でも「成瀬ダムを見直し、その負担金を県民生活に生かすことを求める」請願署名を開始しました。全国集会にも全力で取り組みます。みなさんの参加を心からお待ちしています。

## 10.25成瀬ダムストップ全国集会

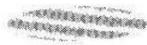
10月25日（日）午後1時～3時半  
横手市：サンサン横手（市体育館向い）

成瀬ダムの“成育”史	「成瀬ダムをストップさせる会」の活動日誌
1963 皆瀬ダム完成（実質農業ダム）	1998 「成瀬の水とダムを考える会」発会
1973 旱魃被害発生 成瀬ダム期成同盟発足	2008. 9月 有志数人が中央法律事務所を訪ね、裁判への協力要請
1980 皆瀬ダムに係る農業用水路完工 秋田県南農業統計から旱魃被害項目なくなる	2008. 12.21 「成瀬ダムをストップさせる会」発会
1984 8月渇水・史上最高の大豊作	2009. 1.11 朝日新聞「成瀬ダムは無駄」住民監査請求へ
1988 期成同盟、農業専用ダムから多目的へ方向転換（負担に耐えられないという地元の意向反映）	2.13 「成瀬ダムは違法」1,667名の住民監査請求提出
1993 全国的不作・外米輸入	2.22 成瀬ダムストップ県南集会：90名参加
1994 全国的大旱魃・被害僅少大豊作	3.16 県監査委員、住民監査請求を「不受理」（却下）
1996 ダム審議会発足	3.19 成瀬ダムストップ秋田市集会：50名参加 第2次住民監査請求 530名の追加提出
1997 事業着手・環境影響評価始まる	3.22 東成瀬村へ「成瀬ダムストップ」チラシ全戸配布
2001 特定多目的ダム法による告示 杜撰な環境影響評価「やり直し」	3.23 知事選候補者に対する公開質問状の回答を発表
2003 付替道路建設着手	3.31 第2次住民監査請求に対しても「不受理」
2009 「転流工」工事着手も原石山未決定（2017年度完成と言うが…）	4.10 成瀬ダム住民訴訟、秋田地裁へ提訴（原告380名）
	5.17 春季成瀬ダム現地見学会 35名参加
	7.10 成瀬ダム住民訴訟、第1回口頭弁論。2人の原告陳述。
	8.8 秋田駅西口にて街頭宣伝署名活動（12名参加）
	8.10 衆議院選挙予定候補者への公開質問状の回答を発表
	10.30 成瀬ダム住民訴訟、第2回口頭弁論

図1 成瀬ダム建設地



かんがい用水補給地域



洪水氾濫防止区域

★ 成瀬ダムから上水道の提供を受ける地域（市町村合併により、増田町、平鹿町、十文字町は横手市に、西仙北町、南外村は大仙市になった）

# ハッ場ダムの中止に向けて

嶋津 暉之

待ちに待った政権交代がようやく実現した。明治以来続いてきた官僚支配社会に終止符が打たれ、日本が真の民主主義社会に変わっていくことを強く期待したい。そして、この政権交代でハッ場ダムと川辺川ダムの中止が必至の情勢となった。民主党、共産党、社民党が両ダムの中止をマニフェストに掲げ、民主党が圧勝したことにより、近く発足する新政権により、両ダムは中止に向けて具体的な措置がとられるはずである。

## 第1 ハッ場ダム中止への凄まじい反発

ハッ場ダムの中止が必至の情勢になったことにより、「ハッ場ダムを中止するな!」と、現在、ダム推進側から凄まじい攻勢がかけられてきている。

第一は国土交通省が流す次の情報である。

「民主党のマニフェストには、無駄遣いの代表例としてハッ場ダムがあげられているが、ハッ場ダムを中止すると、むしろ国費の支出が大幅に増える。

ハッ場ダムは総事業費4600億円のうち、すでに7割の約3210億円が支出され、残事業費は約1390億円である。そのうち、ダム本体関係が約620億円、生活再建関係が770億円である。

一方、ハッ場ダムを中止すれば、平成20年までに利水予定者が支払った1460億円を返還しなければならず、残事業費のうち、生活再建関係の770億円は中止後も必要であるから、合わせて2230億円の国費が必要である。したがって、中止すれば、国費の支出が840億円も逆に増えてしまう。」

第二は、関係都県知事の発言である。その内容は、主に次のようなものである。

「① 国がハッ場ダム事業を中止するならば、今まで都県側が負担してきた金を返せ。返還請求する。

② すでに7割もできているダム事業をなぜ中止するのか。

③ ハッ場ダムの暫定水利権がダム中止によって失われると、県民への水道水の供給に支障をきたしてしまう。

④ 異常気象が深刻化しており、日本だって、いつ干ばつにさらされるか分からない。

⑤ ハッ場ダムは利根川の治水対策として重要である。」

第三は地元の町とダム予定地からの強い反発である。「地元はダム事業に多大な犠牲を払って協力してきた。ダムの完成は地元との約束である。中止となれば、地元住民は途方に暮れ、観光再建計画でも再度ゼロからの再考を余儀なくされ、ダメージは計り知れない。」というものである。

マスコミは毎日のように、これらのハッ場ダム中止に対する反発を取り上げ、「ここまで工事が進み、中止になれば地元にも多大なダメージを与え、都県知事が推進を求めているハッ場ダムをなぜ中止するのか」という論調の報道を行っている。

このような報道を受けて、いまさらハッ場ダムが中止するべきではないと思うようになった人も少なくないと思う。

しかし、これらのハッ場ダム中止への凄まじい反発は、何としてもハッ場ダム事業を推進しようとする国土交通省が演出している面が強く、都県知事及び国交省から出ている中止反対の理由は事実に基づくものではない。

## 第2 都県知事及び国交省のダム中止反対の理由の誤り

### 1 ハッ場ダムを中止した方が高くつくという話について

#### (1) 事業費の再増額は必至

ハッ場ダム建設事業の事業費は4600億円（水源地域対策特別措置法事業と水源地域対策基金事業も含めると、約5800億円）とされているが、事業を継続すれば、ダム完成までに事業費の大幅増額は必至である。増額要因としては、東京電力への多額の減電補償（吾妻川の大半を取水している5つの発電所への発電減少分の補償）が残されていること、貯水池予定地の周辺で地すべりの危険性がある場所が22箇所もあるため、大滝ダムや滝沢ダムの例に見るように、新たな地すべり対策費が膨れ上がる可能性がきわめて高いこと、関連事業の工事進捗率がまだ非常に低く、完成までにかかりの追加予算が必要となる可能性が高いことなどがある。

#### (2) 利水負担金の返還とは？

国交省は、ダムを中止すれば、利水予定者が今までに負担した約1460億円を返還しなければならないとし、都県知事もそれに呼応して返還を要求すると主張しているが、二つの点でこの話は間違っている。第一はこの約1460億円の中には水道事業および工業用水道事業への国庫補助金（厚生労働省と経済産業省からの補助金）が含まれており、それを除くと、6割の約890億円である。利水負担金の問題は国庫補助金も含めた数字が罷り通って話が一層大きくなっている。第二に、特定多目的ダム法および施行令ではダム事業者が自らダムを中止した場合は想定されておらず、利水予定者への全額返還は明記されていないことであるから、利水負担金をどのように取り扱うかは今後の検討課題だということである。不要なダム建設を推進してきた責任は利水予定者側にもあり、さらに、今回の総選挙で多数の有権者がハッ場ダムの中止を求めたのに、あえて返還を求めることは民意に反することでもある。

なお、関係都県は利水負担金の他にハッ場ダム事業の治水分として平成20年度までに526億円負担してきているが、これは河川法に基づく直轄事業負担金であって（ダムの場合は3割負担）、返還するような法的な根拠は何もないから、返還を求められるものではない。これは橋下徹大阪府知事が問題視した直轄事業負担金である。今まで道路等などの直轄公共事業が中止されても返還されたことはなく、ハッ場ダムの中止についてもこの返還の話が出れば、今までに中止した直轄公共事業の全部に波及することになるから、国交省はこのことには触れることはできない。

#### (3) ハッ場ダムを中止した方がはるかに安上がり

ハッ場ダム事業を継続した場合は1000億円程度の事業費増額が必要となると予想されるが、その場合はハッ場ダム建設事業の今後の公金支出額は上記の1390億円+1000億円=2390億円となる。一方、中止した場合の必要事業費を国交省が示す生活関連の残事業費770億円とすれば、中止した方が差引き1620億円も公金支出を減らすことができる。

利水者負担金の返還の話は公会計内での国と地方の負担割合のことであって、公金支出額の総額が変わるわけではないが、国庫補助金を除く利水者負担金を仮に返還したとしても、国費の支出は1620億円-890億円=730億円減らすことができる。

その点はさておき、上述のとおり、事業費の大幅な増額が予想されるから、ダムを中止した方が公会計内の支出額がはるかに小さくなるのであって、広い視点から見て無駄な公費の支出をなくすため、一刻も早くダムの中止が必要である

### 2 ハッ場ダムはすでに7割もできているという話について

#### (1) 工事の進捗は大幅に遅れている

7割というのは、ハッ場ダム建設事業の事業費4600億円のうち、7割が平成20年度までに使われたということであって、工事の進捗率とは全く別物である。本体工事は未着手である。関連

事業のうち、規模が大きいものは付替国道、付替県道、付替鉄道、代替地造成であるが、平成20年度末の完成部分の割合はそれぞれ6%、2%、75%、10%であり、まだまだ多くの工事が残されている。付替鉄道は75%まで行っているとはいえ、新・川原湯温泉駅付近は用地未買収のところがあって、まだ未着手であるから、完了までの道のりは遠い。

## **(2) 完成が平成27年度末よりも大幅に遅れることは必至**

ハッ場ダム completion 予定は平成27年度末で、今年度後半から本体工事着手となっているが、実際の完成は大幅に遅れる可能性が高い。ハッ場ダムの場合、ダムサイト予定地を国道と鉄道が通過しているため、付替国道、付替鉄道を完成させ、現国道と現鉄道を廃止しないと、本格的なダム本体工事をはじめることができない。この付替国道、付替鉄道の工事が用地買収や地質の問題で大幅に遅れているので、事業が継続されても、ダムの完成は平成27年度末より大分先になる可能性が高い。

## **3 ハッ場ダムの暫定水利権がダム中止に伴って失われるという話について**

### **(1) ハッ場ダムの暫定水利権は長年の取水実績があり、支障を来たしたことがない。**

ハッ場ダムの暫定水利権とは、ハッ場ダムの先取りの水利権として暫定的に許可された水利権のことで、そのほとんどを占めるのが埼玉県や群馬県などの農業用水転用水利権の冬期の取水である。農業用水を転用した水利権であるから、冬期は権利がないとされ、ハッ場ダム事業への参加で冬期の水利権を得ることが求められている。しかし、これらの農業用水転用水利権は夏期も冬期も長年の取水実績がある。古いものは37年間も取水し続けている。その間、冬期の取水に支障を来たしたことがない。

### **(2) 利根川の冬期は水利用の面で余裕がある。**

利根川の冬期は夏期よりも流量が少ないが(冬期の晴天日の流量は夏期の6割程度)、農業用水の取水量が激減するので(冬期の全取水量は夏期の3割程度)、水利用の面でも十分な余裕がある。それを反映して、利根川では冬期の渇水はきわめてまれである。過去において冬期に取水制限が行われたのは平成8年と9年の冬だけである。その取水制限率は10%であって、ほとんど自主節水にとどまっており、生活への影響は皆無であった。平成8、9年当時と比べて現在は首都圏の保有水源が増えていることと、取水量が減少してきていることもあり、ハッ場ダムなどなくても、埼玉県水道等の農業用水転用水利権が冬期の取水を続けることに何の問題もない。

### **(3) ダム中止後も継続される暫定水利権**

今まで数多くのダムが中止されてきている。その中には、中止されたダムの完成を前提とした暫定水利権がそのダムの利水予定者に許可されていたケースがあるが、ダム中止後にその暫定水利権が消失することはなく、そのままの使用が認められている。具体的な例としては、徳島県の細川内ダムや新潟県の清津川ダムがある。両ダムとも国土交通省のダムである。ハッ場ダムの暫定水利権がダム中止後、使用できなくなることは決してない。

### **(4) 水利権の許可権をダム建設推進の手段に使う国交省**

上述のとおり、ハッ場ダムの暫定水利権は、ハッ場ダムがなくても取水し続けることが可能なのであるから、安定水利権として認めればよいのだが、利根川の水利権許可権者は国交省で、ハッ場ダム建設の事業者も同じ国交省である。国交省は、水利権許可権をダム事業推進の手段に使っていると看做すことも過言ではない。実態に合わない非合理的な水利権許可行政を根本から改める必要がある。

## **4 大渇水到来のためにハッ場ダムが必要だという話について**

### **—大渇水到来の話はハッ場ダムには直結せず—**

石原慎太郎東京都知事は「異常気象が深刻化しており、日本だって、いつ干ばつにさらされるか

分からない」から八ッ場ダムを必要だと語っているが、彼は八ッ場ダムのことは何も分かっていない。八ッ場ダムはよく知られているほどには大きなダムではなく、夏期は洪水調節のため、水位を下げるので、利水容量は2500万m<sup>3</sup>しかない。一方、利根川水系にはすでに11基のダムがあって、それらの夏期利水容量は合計では4億3329万m<sup>3</sup>あるから、八ッ場ダムができて、約5%増えるだけである。

大洪水が来るとは予想できないが、八ッ場ダムが完成しても、利根川水系ダムの状態が現状とそれほど変わるわけではないから、都知事の発言は完全にピント外れである。

## 5 八ッ場ダムは利根川の治水対策として重要だという話について

紙数の関係で要点だけを述べる。

### (1) 八ッ場ダムの治水効果はわずかで、治水対策として意味を持たない。

カスリーン台風再来時における八ッ場ダムの利根川への治水効果はゼロである。他の洪水でも八ッ場ダムの治水効果は小さい。利根川はほとんどのところで大きな洪水を流下できる河道断面積がすでに確保されており、八ッ場ダムのわずかな治水効果は意味を持たない。

### (2) 破堤の危険性をはらむ利根川の堤防、しかし、河川改修の事業費が急減

利根川の堤防は洪水時に破堤の危険性があるところが各所にあるので、破堤防止のための堤防強化が急務となっている。しかし、利根川では八ッ場ダム等のダム建設のために河川改修の予算が急減してきており、堤防強化の工事が無いがしろにされている。

## 第3 ダム予定地の生活再建と地域の再生

八ッ場ダムの中止に対して地元の町とダム予定地から強い反発が出されているが、それには十分な理由がある。ダム予定地では多くの人々が代替地への移転、補償金など、ダムを前提として生活設計を立てており、ダムの中止はその生活設計を白紙に戻し、地元の人たちを苦境に追い込んでしまうからである。八ッ場ダムの中止に当たっては、水没予定地の人たちの生活を再建し、地域を再生させるため、最大限の取り組みがされなければならない。

### 1 ダム事業を進めても地域の活性は取り戻せない

ダム予定地は人口の激減で活性が大きく失われてきている。国と県は、八ッ場ダム湖を観光資源としてダム予定地周辺を一大リゾート地にする地域振興構想を示しているが、その構想は絵空事にすぎない。八ッ場ダム湖は観光資源になるような代物ではない。夏期は洪水調節のため、満水位から2.8mも水位が下がり、渇水時にはさらに1.0mも下がるダム湖である。しかも、上流の観光地や牧場等から多量の栄養物が流入してくるダム湖であるから、浮遊性藻類の増殖による水質悪化が避けられない。貯水池の底の方に汚れた水がたまっているダム湖が観光資源になるはずがない。

これらを考え合わせると、このままダム事業を進めても、ダム予定地が観光地として活気を取り戻すことはない。

### 2 ダム中止後こそ、真の地域再生を！

ダム中止後はそのような絵空事ではなく、吾妻溪谷などの自然を観光資源として活かして着実に地域を再生する道筋を考えなければならない。

生活再建と地域振興、それらを推進するためには、そのことを制度的に可能にする法律の制定が必要である。日本では一旦始まった公共事業が中止になることは想定されておらず、現在の法律では、ダム計画が中止になった後、ダム予定地の生活再建・地域振興を進める制度的な裏づけがない。

民主党は今年5月20日に「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（仮称）骨子案」を発表し、パブリックコメントの募集を行った。その骨子案では、国、都道府県、市町村、住民で地域振興協議会を組織した上で、そこでの協議を経て、都道府県が地域振興計画を作成し、その計画に基づく事業が国の交付金で実施されることになっている。今後の法案化の段階で具体的な内容が加えられていくであろうが、何よりも大事なことは地元住民の意向に基づいて生活再建・地域振興の計画が策定されなければならないということである。そのためには、地元住民の合意形成が必須条件であることが法律に明記される必要がある。

このような法律に基づき、老朽化した家屋・建物の新改築、生活再建のための物心両面の支援措置、衰退した地域の基幹産業を再生させる支援プログラムの推進、移転した人たちを呼び戻すための既買収地の譲渡など、地域を再生させるための様々な取り組みがなされていかなければならない。それは、不要なダム計画の推進で地元を半世紀以上も苦しめてきた国と群馬県、さらに、ダム計画を後押ししてきた下流都県の責任の下に行われるべきものである。

八ッ場ダムの中止とともに、ダム計画のために苦難の道を強いられてきた地元が新たなる再生の道を歩むことを願ってやまない。

## 東京新聞社説

5 社説・発言 11版 2009年(平成21年)9月7日(月曜日)

民主党が建設中止を掲げた八ッ場ダムにつき、国土交通省が本体工事の入札を延期した。派生する問題はいくつもあるが、総選挙で表明された民意を誠実に受け止め、収拾を図るべきではないか。

### 八ッ場ダム

もの意義が疑われる。

民主党は、利根川水系吾妻川・八ッ場ダム（群馬県）の建設中止をマニフェスト（政権公約）に掲げ、今回の総選挙に臨んだ。同党は全国で圧勝した。八ッ場ダムの負担金を支出する東京都と、関東地方の神奈川県を除く五県を見ても、七十選挙区中五十七選挙区で当選者を出し、どの都県でも過半数の選挙区を制した。とくに東京、千葉、埼玉では圧倒的勝利といってよい。

同省は新大臣にダムの必要性、事業の経過などを説明、判断を求め。だが大臣の背後に民意が控えていると、最も理解する必要があるのは同省の官僚たちだ。同省によれば、利根川水系の治水は、二百年に一回の確率で起こるカスリーン台風（一九四七年）規模の洪水に備え、八ッ場ダムもその一端を担う。また首都圏への安定した水供給も受け持つ。

### 民意の重さを考えたい

もちろん、すべての有権者がダム建設中止を求めたのではあるまい。しかし表れた民意の重みは、十分に尊重されねばならない。有権者への公約が安易にひっくり返っては、マニフェストや選挙その

もの意義が疑われる。同省は新大臣にダムの必要性、事業の経過などを説明、判断を求め。だが大臣の背後に民意が控えていると、最も理解する必要があるのは同省の官僚たちだ。同省によれば、利根川水系の治水は、二百年に一回の確率で起こるカスリーン台風（一九四七年）規模の洪水に備え、八ッ場ダムもその一端を担う。また首都圏への安定した水供給も受け持つ。

どうしても解決すべきは、ダム湖に水没、五カ所の代替地に移転を予定した人々の生活再建と地域振興である。当初は反対だが、途中でやむなくダムを受け入れ、移転を決意した人もいる。

川辺川ダム（熊本県）、大戸川ダム（滋賀県）の凍結が示すように、公共事業の押しつけは難しいと自覚しなければならぬ。八ッ場ダム建設中止で継続より事業費増との懸念があるが、完成した徳山ダム（岐阜県）の場合当初より一・四倍の費用増だった。地元負担金を支出した都県が、中止で国に返還を求めるとの動きもある。多数の有権者が中止を求めたのに、あえて返還を求めるところだろうか。

文字通りダムに翻弄された人々への支援・救済は急がねばならない。民主党は新しい法制定も視野に入れている。どんな形にせよ、早急に手を打つべきであろう。

# 佐世保市水道視察と石木ダム予定地視察報告

遠藤保男

8月3日から5日にかけて、事務局の西島と遠藤が佐世保市の水道施設と石木ダム予定地を視察しました。

長崎県が計画している石木ダム、水没予定地の反対住民13戸の皆さんを追い出すことを目的に土地収用法適用の準備を長崎県が進めています。佐世保市長は「厳しい水事情解消のために一刻も早く石木ダムの完成を」としていますが、ここも「石木ダム先ずありき」にすぎません。水源連は長崎県知事に対する土地収用法の適用を断念させるべく署名活動を広めるため、皆さんに協力をお願いをしてきました。

水源連事務局は佐世保市が「厳しい水事情解消のために一刻も早く石木ダムの完成を」という状況とはどのような状況なのか、その状況をもたらしている原因は何なのか、石木ダムに依存せずに「厳しい水事情」を解消する方法はないのか、についてデータ収集に努め、解析作業を進めていました。

佐世保市の水道は平成17年の市町村合併で給水区域が広がりましたが、水道施設と配管網をそのまま引き継いだままなので、旧佐世保市の水道と合併町の水道とは切り離された状態になっています。石木ダムの水は旧佐世保市内水道の水源として利用させることになっていること、旧市内と合併町とは水道がつながっていないことから、今回の解析は旧佐世保市内水道を対象としました。

**佐世保水道の施設としての特徴**はおおよそ下記の通りです。

- ① 佐世保水道は歴史が古く、施設が老朽化していること
- ② 北部と南部に分かれ、原水貯水池が北部に5池南部に1池、浄水場が北部に3つ南部に1つあり、河川からの直接取水が北部で3箇所、南部で2箇所、それも貯水池との絡みで取水量や水利権の関係が複雑であること
- ③ 複雑であるにもかかわらず統合管理がされていないこと
- ④ 相浦川の3箇所の取水点のうち2箇所を渇水時には水質が悪いとして不安定水源扱いしていること

**解析の結果**、佐世保水道の問題点として下記のことが明らかになりました。

- ① 漏水率が12~13%と異常に高いこと、
- ② 有収率が90%であったならば平成19年度の数ヶ月にわたる給水制限は避けられていたこと、
- ③ 水需要予測の手法がまさに石木ダムの開発水量4万m<sup>3</sup>/日に合わせるかのような無理を重ねたやり方でその結果として過大予測になっていること、
- ④ 不安定扱いしている相浦川の2箇所の取水点の水質は最悪のときでも東京都の朝霞浄水場の原水の水質程度であること、
- ⑤ シッカリとした漏水対策を施して漏水を防止することで石木ダムに依存する必要がなくなること、

**今回の視察の目的**は

- ① 佐世保水道のこれらの知見の確認と貯水池等の運用の改善の見出すこと
- ② 反対運動関係者の皆さんとマスコミへのこれまでの解析結果の説明
- ③ 土地収用法適用の準備を進めている長崎県に事業認定申請をさせないようにするにはどうするか、また、事業認定申請をした場合の対応などについて、反対運動の皆さんと意見交換を行うこと

などでした。

## 1. 佐世保市水道施設視察

見ておかなければならない施設が沢山あるので、二日がかりになりました。

施設視察には私たち二人に石木ダム問題を広く知らせる運動を起こしている原さん、佐世保市内の「水問題を考える市民の会」の皆さん、川棚町の「川棚清流の会」の皆さんが加わり、マスコミ関係者が取材同行、総勢十数名が行動を共にしました。

8月3日の午後一番で水道局会議室にて水道局からの説明を受けたのち、山の田貯水池、山の田浄水場、大野浄水場、四条橋取水場、転石貯水池、相当貯水池、三本木取水場の7施設を視察しました。これらの施設はすべて佐世保市北部を給水域にしています。

これらの貯水池は戦前に日本の海軍によって造られました。沢水が集まったところを堰き止めたもので小高い丘にあり、堰堤より下流への維持用水を流す放流口はなく、貯水池からあふれた水を流す溢流堰が設けられていました。浄水場へは導水管で結ばれています。山の田貯水池の溢流堰の写真を掲載します。この写真は貯水池の堰堤から上流側に向けて撮りました。

二つの浄水場も小高い丘にあります。山の田浄水場は緩速ろ過方式の浄水です。山の田浄水場の始まりは明治41年と歴史がふるく、古い順に3つの系統からできています。大野浄水場は昭和18年に完成した急速ろ過式浄水場です。

四条橋取水場は相浦川の中流部に位置している取水場で、水利権は昔からの慣行水利権ですが、佐世保市は渇水時には水質が悪いとして不安定水源扱いしています。三本木取水場は相浦川の上流部に位置していますが、佐世保市は四条橋取水場と同じ扱いをしています。

8月4日は朝一番で岡本取水場をはじめにして、相浦川取水場、川谷貯水池、下の原貯水池、広田浄水場を視察しました。岡本取水場・相浦川取水場・川谷貯水池は佐世保市北部を給水域とし、下の原貯水池・広田浄水場は南部を給水域にしています。広田浄水場に原水を送水している川棚取水場は、石木ダム建設が予定されている石木川が川棚川に流入している地点に設置されているので遠いため、佐世保市水道局職員は同行せず、自分たちで外から見ることにしました。

岡本貯水池は丘の頂上近くの木立に囲まれた広場にあり、湧水を貯めた貯水池です。何で丘の上に湧水貯水池があるのか不思議な感じがしました。

相浦川取水場は相浦川の下流部に位置しています。この水源は安定水源扱いされています。佐世保市水道局の方から「貯水池の貯水率が90%程度になると河川からの取水量を増やし、貯水池温存の運用をしている。貯水池からの取水と比べるとポンプをかける時間が多くなって費用がかかるが仕方ない。」との説明を受けました。

相浦川に設けられている3つの取水場、その取水のための河道内の工作物は東京水道の羽村取水場（多摩川）や秋ヶ瀬取水場（荒川）ののと比べるとおもちゃのようなものです。河道の一部を囲ってそこに流れ込む水をくみ上げる方式です。取水場なのにその地点の流量を測るための流量計は設置されていません。水がなければ取水はできない、ただそれだけで

す。実際には渇水時には流れ込む下水のために水質が悪化して取水できない、としています。しかし、流量データが皆無なので、川の流量がどの程度になると取水を止めているのかを知ることができません。

川谷貯水池は有効貯水量が161万m<sup>3</sup>で北部では最大の貯水池です。相浦川の本川上流部に設置された洪水調整容量をもつ貯水池です。洪水期（5月1日から9月30日）の有効貯水量は161万m<sup>3</sup>から135万m<sup>3</sup>に減少します。この貯水池も貯まりすぎた水を溢流させるだけで下流のための放流設備がありません。他の貯水池同様、下流維持流量が設定されていないのです。相浦川はこの川谷貯水池で完全に分断されているため、相浦川に設置されている3つの取水場は川谷ダムの溢流水がないときはその下流域に流入する細い支川と下水を取水していることとなります。



山の田貯水池の溢流堰。



山の田貯水池から山の田浄水場と佐世保の町を望む。



相浦川取水場 縁石で困れたところから汲み上げている。

下の原貯水池は小森川の支流である鷹巣川の合流点を堰き止めて作った貯水池で、小森川からのポンプで揚水しての引き入れ、小森川流域の農業用貯水池の余り水の引き込みを行っています。堰堤が平成18年に嵩上げされ、有効貯水量が1,319,000 m<sup>3</sup> から 2,182,000 m<sup>3</sup> と 863,000 m<sup>3</sup> 増加し、取水量は11,800 m<sup>3</sup>/日から14,800 m<sup>3</sup>/日へと 3,000 m<sup>3</sup>/日秒増えたが、佐世保水道全体としてはその増加分について他の貯水池の取水量を減少させたので変わっていません。下の原貯水池嵩上げによって生じた取水量増加分を他の貯水池から引く必要がどこにあるのか、不思議な話です。

広田浄水場は下の原貯水池を見下ろす高台にあって、下の原貯水池と川棚取水場、小森川の成願寺取水場から原水を引き込んでいます。この浄水場から遠く離れた川棚取水場の遠隔制御を行っています。石木ダムからの水もこの浄水場が受け取ることにしています



下の原貯水池の説明版 貯水池と広田浄水場等の位置関係がよく分かる。

#### 佐世保水道施設視察のまとめ（感想）

佐世保地区の水道施設は相浦川取水場と四条橋取水場以外は深閑とした森の中にあります。自然の恵みそのものを受けている水道、人間は自然の恵みの中で生きていける、そんなことが感じられました。

すべての浄水場が高台にあるので町との高低差が大きく、水道水にかかる圧力は相当高いものと思われます。北部の施設はすべてが戦前のもので、老朽化が進んでいるようです。水圧が高いことと老朽化の進行が水道施設内や配管網での漏水率を異常に高くしているものと思われます。今後の水需要が上昇する可能性はほとんどないので、早急に有効な漏水対策を施すことで石木ダムは必要ありません。

## 2. 記者説明と「水問題を考える市民の会」の皆さんとの情報交換・意見交換、

8月4日、水道施設視察終了直後の午後4時から佐世保市役所内の記者クラブで「石木ダム・利水面からの検討」の説明をしました。その骨子は1ページの「解析の結果」①～⑤です。多くの記者さんが関心を持たれていました。テレビカメラも回っていました。5日の朝、NHKテレビを見てみると、その模様が放映されていました。複数の新聞も記事を発表していました。長崎県が石木ダムに土地収用法適用を準備していることから、佐世保市内と川棚町で「石木ダム説明会」を行っていることと重なり、マスコミは高い関心を示したようです。

夜は佐世保市内の皆さんが立ち上げた「水問題を考える市民の会」と情報交換・意見交換会を持ちました。当方からは「石木ダム・利水面からの検討」の説明をしました。「水問題を考える市民の会」の皆さんからはこれまでの取組みを教えてくださいました。「水問題を考える市民の会」は佐世保市水道局の担当者と呼んだ学習会を何回かもたれ、市が学習会のつど用いた資料を解析して資料集を作られています。「水問題を考える市民の会」の皆さんは、佐世保水道が先ずやるべきことは漏水防止対策であること、それを徹底することで石木ダムは不要になると指摘しています。その指摘は今回の私たちの解析結果と一致していたので話が弾みました。

## 3. 石木ダム建設予定地の状況

5日の午前中に石木ダム建設予定地を回りました。石木ダム建設絶対反対同盟の皆さんは元気でした。石木ダム建設絶対反対同盟の象徴・団結小屋には土地収用法では問題解決にならないことが赤字で張り出され、中ではおばさんたちがゆったりと談笑されていました。何と言っても反対同盟の皆さんにはすばらしい戦歴があります。



今から 27 年前、機動隊をつれて強制測量にやってきた県職員一行を実力で追い返した実績が今日まで反対運動を継続できている団結の基になっています。ダムサイト地点と思われるところには水没線標識が立てられていましたが、同同盟のもう一つの象徴である「聞か猿」はこの日も耳に手を当てていました。

10時過ぎから「石木ダム建設絶対反対同盟」と「川棚清流の会」の皆さんと情報交換・意見交換を持ちました。当方からは解析結果の報告を行い、「石木ダム建設絶対反対同盟」からは長崎県が同同盟に対して「話し合い」の申し出があることと、共有地運動の手続きの進行状況についての報告がありました。その後、長崎県からの「話し合い」の申出への対応を話し合いました。

長崎県は「事業認定申請を出す」と公聴会が開かれることになる。その公聴会で反対派地権者との話し合いができる。話し合いを進めることを目的にした事業認定申請」と説明会で説明しています。そんなごまかしに「石木ダム建設絶対反対同盟」がだまされるわけがありません。そこで長崎県が同同盟に「話し合い」を持ちかけてきたわけです。「石木ダムの必要性について専門家を含めた公開討論会の開催を要求し、そこで徹底的に論議することで問題点が明らかになる。問題点が明らかになれば県は石木ダムを断念することになる」との意見で一致しました。あわせて、公開討論会申入れには事前協議開催も同時に要求することにしました。

後日談になります。

5日の検討結果に基づいて「石木ダム建設絶対反対同盟」は長崎県に対して8月24日に下記の回答書を提出しました。

長崎県知事 金子 原二郎 様

平成21年8月24日

#### 8月16日付の手紙に対する回答書

私たち反対同盟で県の手紙について検討した結果、私たちが言ってきた「石木ダム建設の必要性」等からの話し合いであれば応じてよい。

ただし石木ダム建設については多くの町民・県民が疑問に思っていることでもあり、また、27年前長崎県は「ダム問題の必要性からの話し合い」の準備のための話し合いを1回行っただけで話し合いを打ち切り強制測量を行った経過がある、私たちは県の言っている話し合いに信頼がもてない。

もし長崎県が本当に話し合いを行いたいのであれば、

- 1、話し合いは専門家を交え公開の場で行う。
- 2、疑問点があるなら問題解決まで話し合いを行う。
- 3、資料等はすべて提出する。
- 4、掛かった費用については県負担とする。

以上の条件で話合ができるなら、まず準備のための話し合いを下記の場所日時で行いたいと思います。

場所 川原公民館

日時 9月5日(土曜日) 19時30分

追伸 常識知らずの佐世保市長の参加拒否について。

「元旦の訪問」「早朝よりの嫌がらせ」と地区住民の感情を逆なですするような常識知らずの市長の参加は住民の感情を害するだけで顔さえ見たくありませんので参加を強く拒否します。

東彼杵郡川棚町川原郷 1249  
石木ダム建設絶対反対同盟  
連絡人 ○○○○

しかしながら長崎県は次ページに掲載する回答で、「地権者に限っての話し合い」としてきたため、同同盟は9月5日の準備会合を開かないことに決定しています。

様

様より、九月五日（土）に、「石木ダムの必要性」等からの話し合いであれば応じてよい」との回答を頂きました。

話し合いの場に出席するとの判断をいただきありがとうございます。ただし、当日は、あくまで当事者である地権者の皆様と私どもだけの場とさせて頂き、納得いくまで、石木ダムの必要性について、話し合いをさせて頂いていただきたいと思います。

申し入れのありました話し合いの場への専門家の参加については、これまでも石木ダムの必要性などについて、県・市において様々な専門家のご意見を繰り返し伺ってまいりました。具体的には、川棚川水系河川整備計画検討委員会、水道水源整備事業再評価委員会、長崎県環境影響評価審査会などの公的な手続きにおける委員会において、ご審議を頂いております。

これらの委員会の審議では、様々なご意見を頂き、規模を縮小するなどの見直しなどを行っておりますが、どの委員会においても石木ダムが必要であることを共通認識として、意見集約が図られています。

このような状況に加え、近年では、多くの県民及び県・市・町議会において、改めて石木ダムの必要性が議論されており、再三にわたり「一日も早く事業を進めるべき」とのご意見を頂いている中、改めて専門家の意見を聞くことは、適当ではないと考えており、この度の話し合いは、あくまで当事者である地権者の皆さまのみに限らせて頂くことをご理解願います。なお、佐世保市長は、水不足をなくしたいという市民の総意を、川棚町民の皆さま、とりわけ地権者の皆さまにご理解いただきたいの思いで、

毎月の「戸別訪問」や「早朝の辻立ち」に取り組んできたものであります。また、佐世保市は、石木ダム事業について、県との共同事業者であつて、皆さまに説明する責務を有しており、この度の話し合いにも出席させて頂くことについて、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。一方、ご提案いただきましたように、石木ダム事業の疑問点には、ご理解が頂けるよう説明に最大限取り組んでまいりますし、資料等はすべて公開とさせていただきます。

以上、これらについてご理解を頂いたうえで、九月五日（土）十九時三十分より、川原公民館において、是非とも地権者の皆様に、ご出席いただき、石木ダムの必要性などについて、話し合いをさせて頂きたいと考えておりますので、よろしくご願ひ致します。

誠に恐縮ですが、今回の私どもの提案につきまして改めてご検討いただき、九月三日（木）までに、同封した封書にて、回答いただくようお願い致します。

平成二十一年八月二十八日

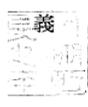
長崎県知事 金子 原一 郎



佐世保市長 朝長 則男



川棚町長 竹村 一 義



#### 4. まとめ

今回の視察で、「石木ダムは不要、絶対に作らせてはならない」を確認できました。

「厳しい水事情解消のため」と言いながら効果ある漏水防止対策をこれまでに施すこともなく、更には過大な水需要予測を根拠にして、長崎県が石木ダム建設事業に土地収用法適用の準備をしていることを私たちは決して許してはなりません。政治状況の変化を活かしながら、現地の反対運動を全国から支援し、石木ダムの中止を勝ち取りたく思います。

「時代に合わない大型公共事業」の象徴として民主党が建設中止をめぐすハツ場ダム(群馬県)。連立政権の誕生を控えた今、自治体などから「中止こそ無駄遣い」と継続を求める声が出ている。だが、「止まらない不要不急の事業」を支えたのは、自民党長期政権下の「政・官・業」だ。その見直しこそが民意のはず。ただ、中止実現に乗り越えるべき課題も多い。九日、現場を歩きながら整理した。

(加藤裕治、秦淳哉)

## ハツ場ダム 中止への課題

急坂を車で上ると、突然緑が途切れ、一面土砂がむき出しの工事現場に出た。鉄製の足場が組み立てられ、国道145号を付け替える作業中。ダンブカーが行き交う方向には代替地が見え、住民が移転した真新しい数軒の住宅が見える。いくつかは建てている最中だ。

群馬県長野原町の川原畑地区。吾妻川の左岸にあたり、下流にはハツ場ダムの建設が計画されている。ダムは利水や治水を目的とし、総貯水量は一億七千万トン。その

## 「今さら困る」 「止め得ある」

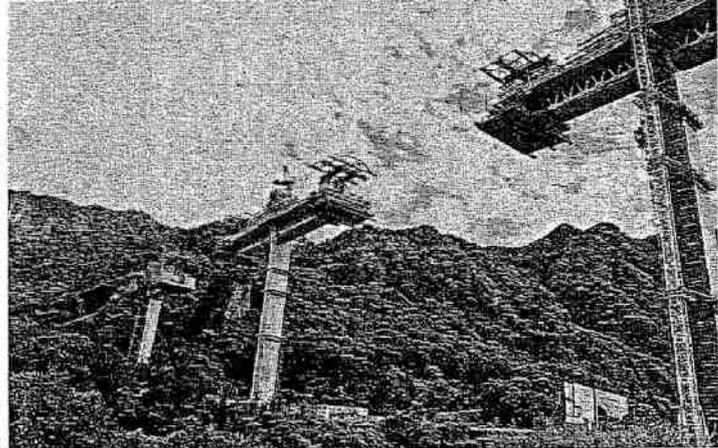


党に勝つによる政権交代で中止が現実味を帯びてきた。国土交通省は今年予定していたダム本体工事

水をせき止める巨大なコンクリートの壁が完成すると、集落すべてを五年程度の完成に向けて開道、JR吾妻線が三十財連工事は続いていた。の谷底に沈んでしまう。巨大な十字架が並んだ

この四年で風景は様変わりしたという。案内したくれたダム計画の見直しを求める市民団体「ハツ場あしたの会」(前橋市)の渡辺洋子さんは「二〇〇五年の郵政選挙直前から工事のピッチが上がったが、最近は今回の総選挙のせいか、ベアスを抑え気味です」。

「止まらない」と思われていたダム工事。民主



急ピッチで進むダム貯水池にかかる県道橋の工事現場—いづれも9日、群馬県長野原町で

「国民との約束を果たさなくてはならないの？」。政権公約のことではない。国民とは水没地住民のことだ。川原湯温泉ウエブの叫び。「新しく街を造る事を国と約束しダム建設に泣く泣く合意した。僕らの生活を返してくれ」。古い仕組みを変えるには、政治の罪深さに頭を下げ、共に背負う決意から始まる。(目)

交じる。計画の浮上から五十八年目。激しい反対闘争を経て、ダム受け入れに大きくかじを切った一九九二年以降、地元は完成を前提に未来を思い描いてきたからだ。

とはいえ、総事業費は当初の二千億円から二倍以上に膨らんだ。「四成しない。今なら地元も中止した方がいい」

吾妻線の付け替えなどは順調というが、工事は全体で事業費の執行状況の七割も進んでいるように思えない。

「これは地盤がもろくて

# 揺れる地元生活再建は

だが、豊田さんのように考える人は少ない。ダム湖に沈む川原湯温泉は無駄なくきちんとやる聞くと「ダムありきでやってきた」「今更にいし、壊れた地域を再生する」と憤りと困惑が入り

# 自治体「負担金返して」

実際にダムの建設が中 助金分が含まれ、自治体 原因は自治体側にもあ 止となった場合、さきまが実際に負担したのは約 返還要求すること 費はもつと旅らむ可能性 ある」と、建設中止のほ 残っている。

さらに嶋津氏は「事業 用も加算される恐れが 高い。ダム周辺の地盤 うが安上がり」と主張す は弱く、地滑り対策の費

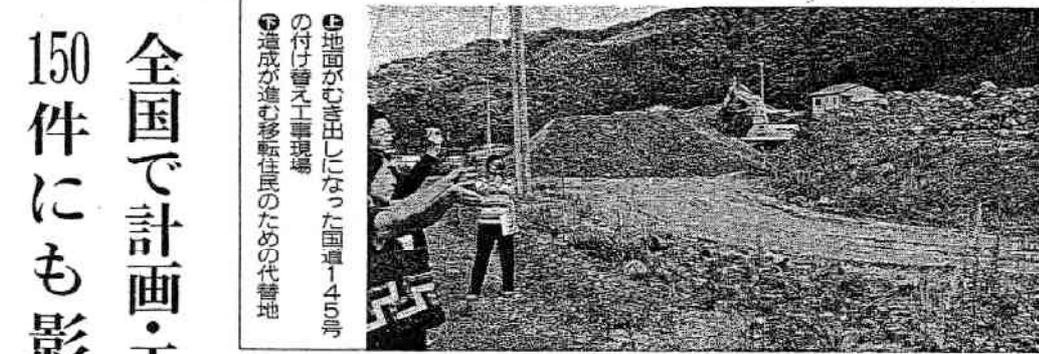
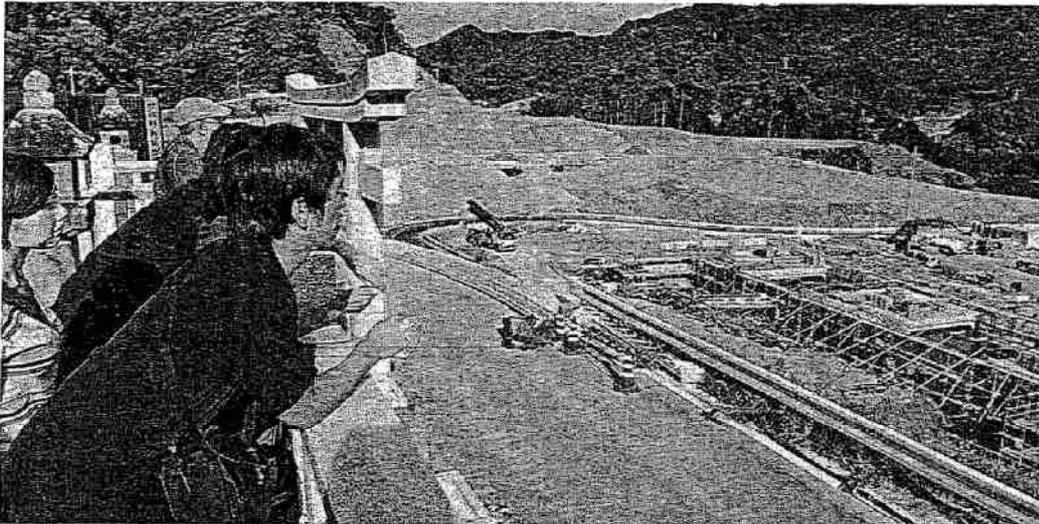
地元住民の生活再建も 見舞金や補償が必要。百 大きな課題だ。補償を受 年後を見据えた持続性の け、既に水没地区の三百 ある街づくりが必要で、 四十戸のうち二百五十七 地元の意見を聞きつつ、 戸が移転した。この中で 新たな法律整備が必要だ 二百五十戸が町外に、五十 戸」と語る。

事業で使われた三千二 百十億円の約六割は、東 京、群馬、埼玉、千葉、 茨城、栃木の全都五県と 流域自治体が負担。石原 慎太郎都知事は「中止に なったら(都の負担金 を)返還請求する」と表 明するなど、国に返還を 求める動きが予想され てる。

特定多目的ダム法と施 行令では、ダム建設が中 止となった場合、負担済 みの利水関連費、計約千 四百六十億円の返還を求 める(ことがきま)てこれ ている。一方、治水関連 費として五百二十五億円 も負担。こちらは明確な 規定がなく、返還は困難 との見方が有力だ。

これに対し「実際の返 還額はもつと少ない」と 語るのは、「ハッ場ダム をストップさせる市民連 絡会」の嶋津暉之代表。 「利水関連費には国庫補

## 実質の利水関連費は890億円



⑤地面がむき出しになった国道145号 の付け替え工事現場  
⑥造成が進む移転住民のための代替地

## 全国で計画・工事中 150件にも影響か

大熊名教授はハッ場 ダムについて「関東地方 の水需要は十分に足りて いる。治水面でも(ダム 建設の契機となった)カ 業が廃止された地域の再 生を目指す特別措置法の 創設を検討する。影響を 受ける地域を「特定地 域」に定め、国や関係自 治体、住民らによる協議 会がまとめた公共施設の 整備、産業振興策に国が 交付金を支出する制度づ くりを目指している。

大熊名新潟大名教授 中止を求める会」の市野 (河川工学)は「半世紀 以上もダム建設で痛めつ けられた地域には相当の 建設推進の立場。連立政 権の誕生は建設中止の迫 り風になる。今後、住民 や漁協関係者も入れた審 議会などで再検討すれば 確実に事業は止まるはず だ」と期待している。

全国には国直轄や都道 府県管など計画・工事中 のダムが約百五十ある。 民主党は公共事業の無 駄見直しを掲げており、 費用のうち、住民の生活 ハッ場ダムの「中止」が 再建関連費は七百七十億 円とする。これには国道 費や鉄道の付け替え工事、 用地買収費なども含まれ る。仮に中止となっても 「生活再建関連の工事は 進めたい」との考えだ。